

特記仕様書（鹿児島県地震等災害被害予測調査）

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、鹿児島県地震等災害被害予測調査業務（以下「業務」という。）に適用する。

（共通仕様書等の適用）

第2条

第1項 本業務は、内閣府の中央防災会議『南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ』や『南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会』等の最新の知見に基づき行うものとする。

第2項 本特記仕様書に特に定めのない事項については、鹿児島県設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）の定めによるものとする。

（疑義等）

第3条 本特記仕様書に定めのない事項及び本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者鹿児島県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が協議の上、定めるものとする。

（秘密の保持）

第4条

第1項 乙は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第2項 乙は、本業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

（管理技術者、照査技術者、GIS技術者）

第5条

第1項 管理技術者は、下記の資格及び実績を有する者でなければならない。

第1号 技術士法に基づく技術士資格（総合技術監理部門（応用理学－地球物理及び地球化学）又は応用理学部門（地球物理及び地球化学））の資格を有する者であること。

第2号 令和2年度以降に、国又は都道府県が発注した地震被害想定に関する業務に管理技術者として従事した実績を3件以上有する者であること。

第2項 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び能力を有する者でなければならない。また、照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。

第3項 GIS技術者は、GIS資格認定協会が認定する「GIS上級技術

者」の資格を有する者であること。なお、管理技術者が資格を有する場合は兼ねることができるものとする。

（担当技術者）

第6条 担当技術者は、令和2年度以降、国又は都道府県が発注した地震被害想定に従事した実績を有するとともに、震源（波源）モデル及び地盤・地形モデルの作成、地震動・津波の想定・解析、地震・津波の被害想定、地震・津波の防災対策等に精通した者を配置するものとする。

（業務目的）

第7条 本業務は、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震等過去の地震被害の教訓を踏まえ、鹿児島県で起こり得る地震等の想定を行い、地震等を起因とする災害や被害の想定を行うとともに、それらを地域防災計画の改定に反映させ、県民に周知し、県民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

（業務概要）

第8条 本業務は、鹿児島県で起こり得る地震及び海底噴火の想定を行い、地震動、津波（津波高、浸水範囲、浸水深、到達時間等）、液状化、斜面崩壊等の災害の規模を明らかにし、それらの災害のハザードマップを作成するとともに、県内の人口、建築物、ライフライン施設、社会資本施設、消防（火災）等の現況資料を収集・整理・検討し、それらの災害を起因とする様々な被害の想定を行い、『被害シナリオ』を作成する。

また、想定した災害や被害に基づく防災対策の課題を抽出し、現状の防災対策との整理を行い、実効性のある今後の防災対策を検討し、検討後の防災対策の実施に伴う減災効果の試算・評価を行った上で減災目標を設定し、今後、鹿児島県が取り組むべき地震等防災対策の方向性をとりまとめる。

なお、本業務の結果は、各市町村が作成する防災マップ（ハザードマップ）に避難経路、避難場所及び避難所等の防災に必要な情報を記したマップ）、避難計画及び地域防災計画等の基礎資料として活用することとなる。

（業務対象範囲）

第9条 鹿児島県全域の43市町村を業務対象範囲とする。

（業務期間）

第10条 契約締結の日から令和9年3月31日までを業務期間とする。（令和7～8年度）

（検査）

第11条 乙は、業務が一部完了又は完了したときは、照査技術者を立ち合わせ、

甲の検査を受けなければならない。

(成果品)

第12条

第1項 成果品の納品時期

第1号 令和7年度の成果品は、令和8年3月末までに納品するものとする。

第2号 令和8年度の成果品は、令和9年3月末までに納品するものとする。

第2項 成果品の納入場所

鹿児島県危機管理防災局危機管理課を納入場所とする。

第3項 成果品に対する責任の範囲

乙は、本業務が完了し、成果品の引渡しが終わった後であっても、成果品に乙による過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに、成果品の補正を行わなければならない。なお、補正に要する経費は、乙の負担とする。

第4項 成果品の帰属

成果品は、すべて甲に帰属するものとする。

(業務内容)

第13条 本業務の内容は、次のとおりとする。

第1項 計画・準備

業務目的、業務概要、本特記仕様書及び共通仕様書に基づき、業務内容に係る業務計画書を作成する。なお、本業務のおおよそのスケジュールは、別添1『業務スケジュール（鹿児島県地震等災害被害予測調査）』のとおりとする。

第2項 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、各年度毎に、業務着手時1回、中間時4回、成果品納品時1回の計6回（2年間で計12回）を基本とするが、業務の遂行上、甲又は乙が必要と判断した場合は、随時、実施するものとする。ただし、変更設計の対象とはならない。

なお、業務着手時及び成果品納品時には、管理技術者が立ち会うものとする。

また、乙は、打合せ協議後、速やかに、打合せ記録簿を作成し、甲に提出しなければならない。

第3項 資料の収集・整理

被害（人的被害、建築物の被害等）の想定に必要な資料の収集・整理を行う。

第4項 想定地震（津波）等の設定

第1号 想定地震（津波）・海底噴火による津波の設定

本業務における想定地震（津波）・海底噴火による津波の設定は、平成24年度、平成25年度に実施した前回調査で設定した別添2『想

定地震（津波）の設定（鹿児島県地震等災害被害予測調査）』を基本とする。

ただし、国や有識者会議から新たな知見が示された場合は、別添2の内容に変更等が生じる場合がある。

第2号 震源（波源）モデルの設定

最新の科学的知見に基づき、適切に地震動（津波）の想定を可能とする震源（波源）モデルを設定する。

ただし、本業務における震源（波源）モデルの設定に必要な詳細なパラメータ（震源（波源）の位置・深さ、マグニチュード等）は、有識者会議において審議し、最終的に決定する。

なお、内閣府の『南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会』の検討結果のパラメータ等と本業務における想定地震（津波）のパラメータ等については、有識者会議において調整を図る。

第3号 海底噴火による津波の波源モデルの設定

最新の科学的知見に基づき、適切に津波の想定を可能とする波源モデルを設定する。

ただし、本業務における波源モデルの設定に必要な詳細なパラメータ（波源の位置・深さ、マグニチュード等）は、有識者会議において審議し、最終的に決定する。

第5項 被害想定条件の設定

第1号 季節と時刻の設定

想定地震が発生する季節と時刻は、県民の生活行動を顕著に反映し、被害が甚大になると想定される次の季節と時刻を設定する。

ただし、国や有識者会議から新たな知見が示された場合は、それに準拠することとする。

ア 冬・深夜：多くが自宅で就寝中（家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、津波からの避難が遅れることにもなる）

イ 夏の昼間12時：関東大震災と同じ発生時間帯（自宅外で活動中に被災）

ウ 冬の夕方6時：火気器具の利用が最も多い時間帯（出火数が最も多くなるケース）

第2号 被害想定単位

本業務の被害想定単位は、250mメッシュを基本とし、想定項目によっては、適切な行政単位区画等を用いる。

第6項 地盤モデル等の構築

第1号 地盤・地形資料の収集・整理

災害（地震動、津波等）の想定に必要な資料の収集・整理を行う。

ア 地盤（深部及び浅部）に関する資料（ボーリングデータ、地質データ等）

イ 地形に関する資料（海域、海岸、河川、堤防、埋立地、斜面、粗度等）

第2号 地震動等の想定用の地盤（深部及び浅部）モデル・微地形モデルの構築

収集した地盤資料を解析し、地震動の想定に計算等に用いる、震源から県域の地震基盤までの伝播経路と県域の地震基盤から工学的基盤までの深部地盤モデル、及び県域の工学的基盤から地表までの浅部（表層）地盤モデルを構築する。浅部（表層）地盤モデルの構築にあつては、微地形モデルを250mメッシュごとに設定し、メッシュごとに層構造を設定する。

浅部（表層）地盤モデルにおいて設定するメッシュの単位は、250mメッシュを基本とする。

第3号 津波の想定用の地形モデル等の構築

収集した地形資料を解析し、津波の想定に計算に用いる、海域（海底）及び陸域等の地形モデルや海岸及び河川等の構造物モデルを構築する。

地形モデルにおいて設定するメッシュの単位は、10mメッシュを基本とする。

第7項 地震動の想定（地震動想定地図の作成）

第1号 地震動の想定（詳細法）

設定した震源モデル、構築した地盤モデル・微地形モデルをもとに地震動の想定を行う。地震動の想定にあつては、内閣府の『南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会』等において検討してきた手法を活用する。

その際、工学的基盤での地震動は統計的グリーン関数法や、最新の手法を用いて長周期を含む広域帯の想定を行う。地表面での地震動は、工学的基盤での波形を等価線形等の手法を用いて応答解析を行い想定する。

第2号 市町村直下型地震による地震動の想定（簡易法）

各市町村の直下においてM6.6程度の地震を想定し、それぞれの地震動を想定する。なお、十島村においては、悪石島、小宝島周辺においても地震動等を想定し、被害想定を行う。

第8項 津波の想定（津波浸水想定区域図の作成）

第1号 津波浸水シミュレーション

内閣府の『南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会』等の研究・成果等を踏まえ、地盤の隆起・沈降を考慮し、鹿児島県における想定地震及び桜島の海底噴火による津波により浸水が想定される地域における津波浸水想定を行う。津波浸水想定は、堤防等海岸保全施設の考慮あり・考慮なし、平均潮位・満潮時の4パターンで行う。

陸域の津波浸水想定は、10mメッシュで遡上計算を行う。

第2号 地域海岸の設定及び津波浸水の整理

沿岸部については、地域海岸を設定し、地域海岸ごとに最大の浸水想定を行うものとする。

第3号 津波浸水3次元アニメーションの作成

鹿児島県に影響が大きい津波については、波源からの津波の伝播状況や遡上等を俯瞰で示した3次元アニメーションを作成するものとする。

第9項 液状化危険度の想定（液状化危険度想定地図の作成）

液状化による危険度の想定は、道路橋示方書（2002）によるFL法及びPL法を用いる。FL値を算出し、その値を使って全層にわたるPL値を計算する。ただし、前回調査以降に発行された道路橋示方書（2017）に基づき計算式を更新した上で、想定を行うものとする。

第10項 斜面崩壊危険度の想定（斜面崩壊危険度想定地図の作成）

想定対象は、急傾斜地崩壊危険箇所とし、現況資料を収集・整理する。急傾斜地崩壊危険箇所の点検結果によるランクと地震動の大きさによる崩壊危険度を判定する手法を用いて、地震時の斜面崩壊危険箇所を想定する。

第11項 建築物の被害想定

想定対象は、木造、非木造（RC造、SRC造、S造）、その他とし、建築物の課税データ及び非課税データを収集し、町丁字等ごとに建築構造（木造、非木造）、建築年次、階数、屋根形式、用途等を分類し、整理する。建築物データのメッシュへの配分は、メッシュに含まれる町丁字等面積率、メッシュ内の空き地面積率、建築物GISデータの面積率等を考慮する。地震動、液状化、斜面崩壊による建築物の倒壊率・倒壊数を求める手法を用いて、地震動、液状化、斜面崩壊による建築物の被害を想定する。また、内閣府の『南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会』等の研究・成果等を踏まえ、時間差で大規模な地震が発生する可能性を考慮し、2回目の地震による建築物及び人的被害を定量評価する。

津波による建築物の全壊、半壊、床上浸水、床下浸水の棟数を求める手法を用いて、津波による建築物の被害を想定する。

第12項 医療機能の被害想定

医療機関の施設の損壊、ライフラインの途絶により転院を要する患者数を算出する。新規の入院需要（重症者数＋医療機関で結果的に亡くなる者＋被災した医療機関からの転院患者数）及び外来需要（軽傷者数）から医療機関の受入許容量を差し引いたときの医療対応力不足数を算出する。

東日本大震災で課題となった、多数の転院を要する患者の発生や医療機関における燃料、水の不足等の被害様相を記述する。

第13項 火災による被害想定

一般火気器具等からの出火棟数並びに延焼シミュレーションによる焼失棟数を想定する手法を設定する。

一般火気器具の使用状況、消防力、道路・鉄道・河川等の延焼遮断帯、空き地率等に関する資料を収集し、想定に必要なデータとして整理する。

収集・整理したデータ及び設定した想定手法をもとに、想定地震による出火並びに延焼による焼失棟数を、消防力等を考慮して想定する。

第14項 ライフライン施設の被害想定

ライフライン施設の被害想定としては、上水道、下水道、都市ガス、電力、固定電話・インターネット、携帯電話の各施設を対象とする。

第1号 上水道

対象とする上水道施設は、埋設管とし、過去の上水道管の地震被害に基づいて被害箇所数又は被害延長を想定する手法を設定する。

上水道の管路データを収集し、管種・管径別の延長を整理し、建物棟数に比例するものとしてメッシュに分配する。

収集・整理したデータ及び設定した想定手法をもとに、想定地震による上水道埋設管被害箇所数又は被害延長を想定する。

第2号 下水道

対象とする下水道施設は、管渠とし、上水道と同様に被害箇所数を想定する手法を設定する。

下水道の管渠データを収集し、建物棟数に比例するものとして管渠延長をメッシュに配分する。

収集・整理したデータ及び設定した想定手法をもとに、想定地震による下水道管渠の被害箇所数を想定する。

第3号 都市ガス

都市ガスについては、上水道の管路被害と同様に被害箇所数を求める手法を設定する。

県域の都市ガス管路のデータを収集する。

収集・整理したデータ及び設定した想定手法をもとに、想定地震による都市ガス管路の被害箇所数を求める。

第4号 電力

過去の被害事例に基づいて電力施設の被害数量を想定する手法を設定する。

配電ブロックごとの電柱、配電線、地下ケーブル及び変電所のデータを収集し、建物棟数に比例してメッシュに分配する。

収集・整理したデータ及び設定した想定手法をもとに、想定地震による電力施設（配電ブロックごとの電柱、配電線、地下ケーブル及び変電所）の被害数量を想定する。

第5号 固定電話・インターネット

電力と同様に被害数量を想定する手法を設定する。

対象とする施設は、支持物、架空線、地下ケーブルとし、関連データを収集、整理する。

収集・整理したデータ及び設定した想定手法をもとに、想定地震による施設（支持物、架空線、地下ケーブル）の被害数量を想定する。

第6号 携帯電話

固定電話の不通回線率と停電の影響を考慮して、停波基地局率、

携帯電話不通リンクを算出する。

第 15 項 社会資本施設の被害想定

社会資本施設の被害想定としては、道路、鉄道、橋梁、空港、港湾の各施設を対象とする。

第 1 号 道路、鉄道

対象とする緊急輸送道路、鉄道について、構造別に被害箇所数を想定する手法を設定する。

国道、主要地方道、県道及び鉄道における盛土、トンネル、切土・斜面の構造別に現況資料を収集し、整理する。

収集・整理したデータ及び設定した想定手法をもとに、想定地震による緊急輸送道路（国道、主要地方道、県道）、鉄道の構造別の被害箇所数を想定する。想定津波による影響が想定できる場合には、それを加える。

第 2 号 橋梁

被害想定の対象とする道路、鉄道の路線に架かる主要な橋梁を対象とし、橋梁の設計指針や対策の有無などから被害危険度を想定する手法を設定する。

関係道路、鉄道の道路台帳を収集し、想定のためのデータとして整理する。

収集・整理したデータ及び設定した想定手法をもとに、想定地震による、道路、鉄道の路線に架かる主要な橋梁の被害危険度を想定する。

第 3 号 道路閉塞

道路の閉塞により、人命救助、消防活動・避難等が困難となることから、阪神・淡路大震災時の調査データに基づき、家屋等の倒れ込みによる道路リンクの閉塞率をメッシュ毎に算出する。

第 4 号 空港、港湾

空港、港湾の地震時、津波時の被害を想定する手法を設定し、関連する必要な資料を収集し、整理する。

収集・整理したデータ及び設定した想定手法をもとに、想定地震による、空港、港湾の地震時、津波時の被害を想定する。

第 16 項 人的被害の想定

人的災害としては、建築物被害、火災及び津波における死傷者、要救出者、避難者、帰宅困難者、災害関連死、要配慮者等を対象とする。

第 1 号 人口などの資料の収集

県域の市町村別の、総人口、年齢別人口、昼夜間人口などの人口資料を収集する。

第 2 号 死者・負傷者

建築物被害、火災及び津波における死傷者を対象とし、負傷者は、重傷者と軽傷者を分けて想定する手法を設定し、想定地震による死者・負傷者を想定する。

第 3 号 避難者

短期避難者（一時的に避難所で就寝する者）、長期避難者（建物全壊や焼失によって住宅を必要とする者）を想定する手法を設定し、想定地震による避難者を想定する。

第4号 要救出者

建物の倒壊によって救出する必要がある者（要救出者）を想定する手法を設定し、想定地震による要救出者を想定する。

第5号 帰宅困難者

地震時発生時に鉄道が運行停止となり、帰宅が困難となる人を帰宅困難者と定義して想定を行う手法を設定し、想定地震による帰宅困難者を想定する。

第6号 災害関連死

内閣府の『南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会』等の研究・成果等を踏まえ、避難者1万人当たり40人及び80人の災害関連死が発生するものとして、幅を持った災害関連死者を想定することを基本とするが、本県における有識者会議での検討を踏まえ、決定する。

第7号 要配慮者

避難所避難者数の内訳として、人口比率より、避難所に記載する要配慮者数を算出する。避難所での対応等の参考に資するよう、幅広い配慮者を対象に算出するものとし、重複の除去は行わない。

第8号 交通人的被害（道路・鉄道）

東日本大震災、阪神・淡路大震災等、過去の災害時における交通人的被害（道路）及びその他災害時の交通人的被害（道路）を参考に地震時の被害の様相を記述する。過去に事例がない場合でも、想定的前提とする地震動を踏まえて考えられる被害の様相について記述する。

第17項 その他の被害想定

第1号 重要施設の使用性

下記の重要施設についての情報を整理し、地震時の使用性を想定する。

ア 災害対策本部及び消防防災拠点となる施設（県庁舎、市町村庁舎、警察署、消防署）

イ 避難拠点施設（学校、公民館等）

ウ 要援護者関連施設（社会福祉施設、幼稚園、病院等）

使用性は、建物耐震診断結果等を用いて計算する。耐震診断が行われていない建物については、施設の構造及び建築年から簡易的に分類し、判定する。

第2号 孤立化集落の発生

地震時、道路等の寸断により孤立化する可能性が高い集落及びその集落に含まれる世帯数を算出する。

第3号 震災がれきの発生

地震・津波等の災害により発生する建築物等の震災がれきの量を、建築物の被害数量から算出する。

第4号 危険物・コンビナート施設

揺れによる影響として、危険物施設数に震度別の被害率を乗じ、火災、流出、破損箇所の予測数を算出する。

津波による影響は、東日本大震災の被害状況に関する情報やデータを踏まえて、被害の様相を記述する。

第5号 文化財

津波浸水エリア、震度6強以上または焼失可能性の高いメッシュに所在する国宝・重要文化財（建造物）の数を算出する。

第6号 保健衛生、感染症、御遺体への対応等

南海トラフ巨大地震の被災地では、東日本大震災をはるかに上回る死傷者、避難者、災害廃棄物の発生等が予想され、避難所における保健衛生の確保、浸水域等の防疫対策や遺体処理が困難となること等が予想される。東日本大震災をはじめとする過去の災害事象を参考に、被害の様相を記述する。

第7号 長周期地震動

既往の災害事例等を参考にしつつ、長周期地震動によって高さ60mを超える高層ビルで発生する被害の様相を記述する。

第8号 道路上の自転車への落石・崩土

伊豆大島近海地震、新潟県中越地震での被害事例をもとに、地震発生時の被害の様相を記述する。

第9号 宅地造成地

宅地造成地で想定される災害について、被害の様相を記述する。

第10号 大規模集客施設等

大規模集客施設における被害の様相を記述する。

第11号 ターミナル駅

ターミナル駅における被害の様相を記述する。

第12号 災害応急対策等

地方自治体の庁舎の被災により災害応急対策の拠点が失われ、災害応急対策が停滞するほか、復旧復興活動にも支障をきたすおそれがあることから、庁舎被害による被害の様相について記述する。

第13号 堰堤・ため池等の決壊

堰堤やため池等において、揺れや液状化等により堤防が決壊して浸水被害が発生する様相について、被害の様相を記述する。

第14号 地盤沈下による長期灌水

地盤沈下が発生し、津波等による灌水が引かない状態を想定し、被害の様相を記述する。

第15号 複合災害

以下のような様々な災害が同時発生することによる被害について、被害の様相を記述する。

ア 近年多発している台風や集中豪雨による水害の発生状況を踏まえ、

地震発生前後に暴風・高潮・洪水が発生した場合に懸念される事項について想定を行う。

イ 南海トラフ巨大地震と火山噴火が連動する可能性が指摘されており、これらが連動して発生した際に懸念される事項について想定を行う。

ウ 地震発生時に渇水期が重なり、水力・火力発電所の操業に影響し停電が長期化するなど、被災した機能の代替手段が確保できない事態について想定を行う。

第 16 号 漁船・船舶・水産関連施設

津波被害に伴う漁船や船舶、水産関連施設の被害について、被害の様相を記述する。

第 17 号 治安

被災地において、災害時の混乱に乗じて発生する可能性がある、盗難等の犯罪被害や、被害地外を含め、災害への不安や支援の善意を悪用した詐欺行為等について、被害の様相を記述する。また、地震に関するデマ情報が流布する状況について、被害の様相を記述する。

第 18 号 各種生活サービス

被災に伴い、公共交通機関、教育、福祉、子育て等各種生活サービスへの影響が懸念されるため、被害の様相を記述する。

第 19 号 その他本県の地域特性を踏まえ検討すべき事項

本調査をより実効性があるものとするため、内閣府の『南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会』において検討された被害想定項目に加え、本県の地域特性を踏まえた被害想定を複数項目実施する。

項目については、今後開催する有識者会議等において検討する。

第 18 項 生活支障，社会支障

第 1 号 ライフライン施設の機能支障

想定された各施設の被害から、供給支障、復旧作業量、影響人口などの影響想定を行う。想定津波による影響が想定される場合には、それも加える。

第 2 号 経済的，産業的支障

ライフライン施設の機能支障および各種の被害想定結果を勘案し、被災後の県民の生活支障、県域の行政的、経済的な支障を想定する。

第 19 項 被害シナリオの作成

想定地震のうち、鹿児島県にとって影響が最も大きいものについて、様々な被害の発生を空間的及び時系列的に捉えて災害の全体像を把握し、さらに、災害応急対策の実施によって事態がどのように推移していくかを具体的に示したシナリオを作成するものとする。

作成にあたっては、各市町村に被害想定結果を示し、その対応についてのアンケートを実施するものとする。

第 20 項 地震等防災対策の課題の検討

地震等被害想定結果，地域の潜在的危険度評価及び被害シナリオを踏まえて，鹿児島県における地震等防災対策の課題を抽出し，今後，取り組んでいくことが望ましい地震等防災対策を提案し，実効的な鹿児島県地域防災計画改定の方方向性を示すものとする。

検討にあたっては，県庁内，各市町村において，行政的な対応及び地域防災力に関して，資料収集あるいはアンケートなどによりその実態を把握する。

第 21 項 地震等防災対策の方方向性の基本設定

地震等防災対策の方方向性をとりまとめるにあたって，計画期間の設定，及び対象地震の選定を行う。

第 22 項 既往の地震等防災対策の整理

鹿児島県が平成 24～25 年度に実施した地震被害予測調査後の平成 26 年度以降に実施してきた地震等防災対策事業を抽出し，その事業内容や実績（実施数量及び投入予算）を整理する。

第 23 項 今後の地震等防災対策の検討

本業務の地震等被害想定結果，アンケート調査結果を通じて把握した自助・共助の現状や行政に対する要望等，既往の地震等防災対策の実績等をもとに，また，他地方公共団体における施策事業の事例等も参考にしながら，鹿児島県において引き続き，あるいは新たに取り組むべきことが望ましいと考えられる地震等防災対策を検討し，今後の地震等防災対策に位置づける施策事業案とする。

第 24 項 被害軽減効果の評価

前項で挙げた施策事業案について，本業務における被害想定調査の被害想定手法により定量的に検討可能なものは，その減災効果の評価し，数値（想定値）により示すものとする。定量的な検討が難しい施策事業案については定性的な評価にとどめる。

第 25 項 減災目標の段定

前項における被害軽減効果の評価結果を踏まえ，それらの総和としての減災効果を見積り，県としての地震等防災対策に係る減災目標を定める。

第 26 項 施策事業の体系化

庁内の各課の意見を聴取して調整を行い，地震等防災対策に盛り込む施策事業の体系を検討する。

このとき，各施策事業については，以下のような点を明確にするよう努める。

第 1 号 現状及び目標

第 2 号 実施期間（達成年次あるいは短期・中期・長期）

第 3 号 実施主体（国，県，市町村，家庭・個人，企業・団体等）

第 4 号 重点対象地区

第 5 号 県担当課

第 27 項 地震等防災対策の方方向性のとりまとめ

前項までの検討結果を踏まえ，以下のような内容から成る地震等防

災対策の方向性をとりまとめる。

第1号 計画策定の背景

- ア 鹿児島県における地震災害及び防災上の課題
- イ 地震等防災対策の必要性

第2号 計画の概要

- ア 基本理念
- イ 計画期間
- ウ 重点的に取り組む事項

第28項 検討時の留意事項

本業務における上記各項目の検討に際しては、以下の点に留意するものとする。

第1号 東日本大震災や熊本地震、能登半島地震等過去の地震被害の状況を受けて明らかになること、さらに内閣府の『南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会』等を随時把握し、最新の知見を取り入れること。

第2号 鹿児島県の地域性に鑑み、観光客などの常住者以外の取扱いに留意し、各種資料の収集を行うこと。

(有識者会議の運営補助)

第14条

第1項 会議資料の作成等

本業務において鹿児島県が設置する有識者会議資料の作成等を行う。有識者会議の開催は、各年度毎に、計4回(2年間で計8回)を予定している。

委員、事務局、随行者、その他の計40人程度

第2項 会議の補助

有識者会議の際には、専門的な見地からの意見を求められるため、管理技術者、担当技術者を参加させなければならない。

(報告書等の作成)

第15条 本業務の成果品として、以下の報告書等を作成するものとする。

第1項 令和7年度分

- 第1号 報告書(A4判) 3部
業務(災害想定)結果をとりまとめる。
- 第2号 報告書概要版(A4判) 300部
業務(災害想定)結果の概要をとりまとめる。
- 第3号 災害想定結果(ハザードマップ)集(A3判) 3部
業務(災害想定)結果のハザードマップをとりまとめる。
- 第4号 鹿児島県HP用(①~④)電子データ(CD等) 1式
- 第5号 講習会等用資料電子データ(CD等) 1式
- 第6号 災害想定に係る電子データ(HDD等) . . . 1式(43市町村分)
市町村が作成する防災マップ等の基礎資料として配付

第7号	成果品電子データ（HDD等）	1式
第2項 令和8年度分		
第1号	報告書（A4判） 業務（被害想定等）結果をとりまとめる。	3部
第2号	報告書概要版（A4判） 業務（被害想定等）結果の概要をとりまとめる。	300部
第3号	被害想定結果集（A4判） 業務（被害想定等）結果の被害想定結果をとりまとめる。	3部
第4号	津波浸水3次元アニメーション（CD等）	1式
第5号	鹿児島県HP用（①～③）電子データ（CD等）	1式
第6号	住民向け普及啓発等用資料電子データ（CD等）	1式
第7号	被害想定に係る電子データ（HDD等） 市町村が作成する防災マップ等の基礎資料として配付	1式（43市町村分）
第8号	成果品電子データ（HDD等）	1式

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（保有の制限等）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（持ち出しの禁止）

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

（複写、複製の禁止）

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく

一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。